

中津市の財政推計

中津市の財政状況の見直しについて、今後の社会情勢の変化、決算状況等を考慮し見直しを行いました。

◆財政推計

(単位:百万円)

区分	R6 (決算額)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	(1)市税・交付税・臨時債	22,611	23,239	23,676	23,621	23,860	23,951
	(2)国庫支出金	13,834	12,816	12,463	12,478	12,973	12,751
	(3)起債(通常債)	4,780	3,803	3,673	3,731	5,466	4,007
	(4)繰越金	1,200	655	0	0	0	0
	(5)その他収入	7,965	5,836	5,870	5,388	5,533	5,356
	うち基金繰入金	2,670	521	600	208	350	254
計	50,400	46,349	45,682	45,218	47,832	46,065	
歳出	(1)義務的経費	25,062	24,919	25,049	24,660	25,083	24,726
	①人件費	8,050	8,099	8,653	8,261	8,629	8,296
	うち退職給付費等	4,766	5,103	5,261	5,232	5,302	5,265
	うち退職手当	480	0	354	0	288	0
	②扶助費	12,721	12,589	12,274	12,297	12,292	12,293
	③公債費	4,280	4,231	4,122	4,103	4,162	4,137
	うち元金	4,158	4,051	3,846	3,743	3,720	3,571
	(2)投資的経費	8,502	5,428	5,113	5,049	7,374	5,941
	①普通建設事業費	6,840	5,118	5,113	5,049	7,374	5,941
	②災害復旧費	1,662	310	0	0	0	0
	(3)その他経費	15,246	16,024	15,831	16,300	16,299	16,158
計	48,810	46,371	45,993	46,009	48,756	46,825	

収支(歳入—歳出)	1,590	△ 23	△ 311	△ 791	△ 924	△ 760	△ 728
-----------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

◆財政調整基金

取崩額	△ 1,456	103	△ 240	△ 791	△ 924	△ 760	△ 728
剰子積立金	12	15	18	17	14	11	8
前年度決算剰余金	700	700	0	0	0	0	0
財政調整基金現在高	4,141	4,959	4,737	3,963	3,053	2,304	1,584

◆起債残高

起債借入額	4,899	3,803	3,673	3,731	5,466	4,007	3,368
償還額(元金)	4,158	4,051	3,846	3,743	3,720	3,571	3,403
起債現在高	38,060	37,812	37,638	37,627	39,373	39,809	39,775
プライマリーバランス	△ 708	248	173	12	△ 1,746	△ 436	34

◆主要基金の状況

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
減債基金	△ 53	△ 129	△ 71	0	0	0	0
	積立金	140	3	2	2	2	2
	現在高	1,119	997	928	930	932	934
公共施設等整備基金	0	0	0	0	0	0	0
	積立金	52	52	52	52	52	52
	現在高	1,310	1,362	1,414	1,466	1,518	1,570
地域振興基金	302	△ 300	△ 216	0	0	0	0
	積立金	2	1	0	0	0	0
	現在高	515	216	0	0	0	0
退職手当基金	162	0	△ 177	0	△ 144	0	△ 55
	積立金	0	177	0	144	0	55
	現在高	0	177	0	144	0	55

財政推計の方法

歳入	(1)市税・交付税・臨時債	・内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針)」より、令和7年度までの一般財源総額を確保し、令和8年度以降も同水準を維持。
	(2)国庫支出金	・扶助費などの歳出の増減に連動
	(3)起債(通常債)	・建設事業費は普通建設事業(歳出)の増減に連動 ・過疎債はハードとソフトをまとめて毎年度7億円程度発行により推計
	(4)基金等繰入金	・地域振興基金を令和7年度まで毎年度3億円繰入、令和8年度で基金廃止 ・退職手当基金は退職手当の負担平準化を図るために隔年で積立及び繰入
歳出	(1)①人件費	・推計期間中の採用方針は原則退職数を2年度ごとに平準化して補充、給与額の増減代償を反映 ・退職手当は定年延長制度に基づき隔年で支出
	(2)②扶助費	・障がい福祉扶助費(事業所施設・定員増加)の増減、衛生費及び児童福祉費等の増減を反映
	(3)投資的経費	・R7以降50億円を推計(新共同調理場・新清掃センター分をプラス) ・投資一般財源9億円程度で試算(R10を除く)
	(4)その他経費	・特別会計繰出金は、社会保障関係(後期高齢者医療事業、介護保険事業)の増減を反映 ・その他特別会計は所要の繰出金額を計上 ・物件費、維持補修費、補助費等は今後の所要額見込みを計上

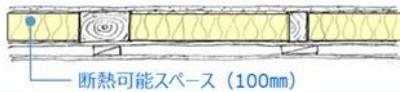
気候風土適応住宅とは

- 伝統的構法による住宅では、土塗壁（つちぬりかべ）や大きな開口部が設けられるなど、一般的には断熱材の施工が困難であること等により、高い断熱性を確保することが困難な面がある。
- 一方で、土塗壁は調湿機能が高いとされ、結露の防止や快適性の確保等の効果がある。また通風、日射の制御や活用など地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫により、優れた居住環境の確保を図るものでもある。
- そのため、我が国の歴史・気候風土に根ざした木造文化の伝承や地域の観光資源の観点からも次世代に継承していく必要があるものとして、建築物省エネ法においては、「気候風土適応住宅」として位置づけ、省エネ基準のうち断熱性能に関する基準の適用を除外するとともに、その要件については、国が定めるものに限らず、地方公共団体が独自要件を定めることができることとしている。

一般的な在来軸組構法



一般的な木造住宅の外壁構造例



伝統的木造住宅

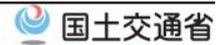


伝統構法等の住宅については、断熱構造化が難しい場合がある。

両側真壁の土塗壁住宅の外壁構造例



気候風土適応住宅の要件



- 気候風土適応住宅は、地域の気候及び風土に応じた特徴を多面的に備えている住宅であることにより、省エネ基準適合義務制度において外皮基準に適合させることが困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合する住宅のこと。
- 省エネ基準適合義務制度において、外皮基準を適合除外、また一次エネルギー消費量基準への評価にあたっては、標準的な断熱性能を有しているという仮定で評価を行う。

国が定める気候風土適応住宅の要件

下記の項目に該当※する住宅について、気候風土適応住宅とすることが可能。また、国が定める基準の他に、所管行政庁がその地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自に基準を定めることが可能。

※気候風土住宅の要件について、断熱性能への影響を鑑みて、いずれか一つのみ該当して気候風土適応住宅に適合する項目と複数該当して気候風土適応住宅に適合する項目がある。

現行項目



土塗壁

落とし込み板壁

床板張り

化粧野地板天井

地場製作の木製建具

追加項目(R7.4月より施行)



茅葺き屋根

面戸板現し

せがい造り

省エネ基準への評価について

○仕様基準

外皮基準	適合除外
一次エネ基準	告示で定める設備に適合すること。

○標準計算

外皮基準	適合除外
一次エネ基準※	標準的な外皮性能があると仮定して一次エネを算出し、基準値以下となること。

※一次エネルギー消費量の算出にあたっては、国研 建築研究所が所管するWebプログラムを使用